

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害（神経障害）は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害等級第 14 級として認定した原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、通勤途上において交通事故により病院に搬送されたところ「骨盤骨折、右脛骨骨幹部骨折、左腓骨骨折、左肺気胸、肺挫傷、全身打撲、挫滅創」と診断され、加療の結果、同〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存したとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第 14 級に該当するとして、同等級に応じる障害給付を支給する旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、骨盤や両下肢等の骨折により局部にがん固な神経症状が後遺障害として残っており、また、損害保険料率算出機構においても、がん固な神経症状を残したとして障害等級第 12 級を認めていることから、障害等級第 12 級の決定を求めるとしている。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、請求人に残存する胸骨部、腰部、坐骨部及び仙骨部等の体幹部にかかる疼痛、違和感については、症状出現が中腰姿勢や座位時などに限定され、特にがん固なものとは認められないため、第 14 級相当「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」とし、右膝及び右下腿の疼痛、右母趾の痺れ等もランニング時や荷重時等に症状出現が限定され、特にがん固なものとは認められないことから第 14 級相当とし、準用第 14 級と判断したものである。

外見上、右下肢膝から下腿にかけて 6 か所の線状痕、左下腿に、2 か所に線状痕を認め、上肢に右中指及び示指に 3 か所の線状痕、左手背に癬痕を認めるが、それぞれの醜状は「手のひらの大きさの醜いあとを残すもの」には至らず、また、右脛骨に変形癒合を認めるが、外部から想見できる程度の変形に至っていないことから、各々障害等級には該当しないと判断した。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人に残存する障害

ア 骨盤骨折を原因として発症した腰部の疼痛を伴う神経症状の程度は、左恥坐骨骨折部に変形治癒が認められることから、時には労務に差し支えるがん固なものとして認められる。

イ 右脛骨骨折を原因として発症した右膝から下肢にかけての疼痛を伴う神経症状の程度は、右脛骨骨折部に変形が認められていないことから、労務に服することはできるが、常

時疼痛を残すものと認められる。

ウ 上肢及び下肢の露出面に醜状を伴う瘢痕が認められるが、それぞれ手のひら大に及ばない大きさであるから、障害等級に該当する程度ではないと判断する。

エ 両下肢に外見から想見できる程度の変形が存しないことから、障害等級に該当する程度ではないと判断する。

## (2) 結論

請求人に残存する障害の程度は、骨盤骨折による神経症状として、障害等級第 12 級「局部にがん固な神経症状を残すもの」、右脛骨骨折による神経症状として、障害等級第 14 級「局部に神経症状を残すもの」が認められ、準用第 12 級に認定するのが妥当であり、監督署長が請求人に対してした障害等級

第 14 級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当でなく、取り消されなければならない。